

地籍調査及び統計調査等の推進等に関する提言

地籍調査及び統計調査等について、計画的・効率的な事業の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地籍調査事業を安定的、計画的に実施するため、必要な財源の確保及び財政措置の拡充を図るとともに、最新技術を活用した効率的調査方法の検討、導入を図ること。
2. 各種統計調査については、調査を円滑に実施するため、受託事務に支障が生じることのないよう、必要な財政措置を講じること。
3. 所有者不明不動産については、所有者とその所在を明確化するため、相続登記等のあり方について検討すること。

また、相続放棄財産については、帰属先が早期に確定されるよう、必要な措置を講じること。